

掲示期間：4.6-4.15

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和8年4月6日

新潟市選挙管理委員会  
委員長 阿部 松雄

新潟市選挙管理委員会訓令第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三ツ森保育園の項を削る。

別表第1 臨空船江会館の項中

「

集会室	112.50
学習室	62.82

」

を

「

集会室1	134.9
集会室2	62.8
集会室3	53.3
和室	45.3

」

に改め、同表木戸コミュニティセンターの項中

「

集会室	103.90
洋室1及び2	101.60
和室1及び2	92.60

」

を

「

集会室	107.0
洋室 (2室)	各50.8
和室 (2室)	各45.3
大広間	73.9

」

に改め、同表シルバーピア石山の項中

「

第一和室	41.49
第二和室	26.10
第一及び第二会議室	155.70

」

を

「

和室	24.3
第1会議室	99
第2会議室	57
第3会議室	35

」

に改め、同表中地区コミュニティセンターの項中

「

和室(3室)	各53.20
--------	--------

」

を

和室 (2室)	各40.5
---------	-------

に改め、

大ホール	276.50
------	--------

を

大ホール	276.5
会議室	56.9
講座室	55.7

に改め、同表大形まちづくりセンターの項種別の欄中「会議室」を「会議室1」に改め、

和室	41.00
----	-------

を

和室	41.00
会議室2	30.00

に改める。

別表第1 白山保育園の項、新潟市体育館の項及び大江山保育園の項を削る。  
別表第1 小須戸まちづくりセンターの項中

研修室 1 及び 2	128.40
和室 1 及び 2	59.40
多目的ホール 1 及び 2	242.60

を

研修室 1 及び 2	128.40
多目的ホール 1 及び 2	242.60

に改める。

別表第 1 山田保育園の項を削る。

別表第 1 内野まちづくりセンターの項中

和室 1 及び 2	47.25
研修室 1	54.3
研修室 2 及び 3	99.52
研修室 4	29.98
研修室 5	27.74
ホール	242.27

を

和室 1 及び 2	47.25
-----------	-------

に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月6日から施行する。